書き込み可能！

やるべきことが時系列で分かる

メキシコ
ビザ取得カレンダー

就労ビザ（一時居住者）版 ｜ 日本での準備から在留カードの受け取り、着任後1年目の更新管理までを、会社・本人・公証翻訳・大使館・入管（INM）・着任後の登録の6分野で整理しました。



INDEX

目次

01 ビザ取得までの流れ P.2
02 ビザの種類と主な書類 P.3
03 着任3か月前〜2か月前 入国前 P.4
04 着任2か月前〜1か月前 入国前 P.5
05 入国日〜30日以内 入国後 P.6
06 在留カード受領〜1年 入国後 P.7
07 覚えておきたい期限と目安 P.8
08 TCFのサポート P.9

OVERVIEW ｜ まずはここから

ビザ取得までの流れ

POINT

駐在員の就労ビザは、①会社がメキシコの入管（INM）で許可を受ける、②本人が在日メキシコ大使館で査証を受ける、③入国後30日以内に在留カードへ切り替える、の3段階で進みます。日本での準備から在留カードの受け取りまで、全体の目安は2〜4か月です。

大まかな流れ

STEP 1
事前の確認
滞在の目的・期間・家族の有無から、ビザの種類と必要書類を決めます。

STEP 2
会社側の登録と書類
メキシコ法人が入管（INM）の雇用主登録（CIE）を取得し、オファーレターを作ります。

STEP 3
公証・翻訳
家族の戸籍謄本などに外務省のアポスティーユを取り、スペイン語訳を用意します。

STEP 4
入管の許可・大使館の査証
会社がINMで許可（NUT）を受け、本人が在日メキシコ大使館で面接・査証を受けます。

STEP 5
入国と切替の申請
査証で入国し、30日以内にINMで在留カードへの切替を申請。指紋・写真を登録します。

STEP 6
在留カードと各種登録
在留カードを受け取り、RFC・銀行・社会保険を登録。変更届と更新を管理します。

このカレンダーの時間軸

起点＝入国日（査証でメキシコに入国した日）

入国前 ｜ P.4〜5　　入国後 ｜ P.6〜7

3か月前	2か月前	1か月前	入国日	30日以内	2か月	6か月	1年
種類を決める 03 ｜ P.4	許可・査証 04 ｜ P.5			切替を申請 05 ｜ P.6		登録と更新 06 ｜ P.7	

スケジュールを左右する、時間のかかる3つの工程

1 入管（INM）の許可
会社の申請から許可（NUT）まで最長20営業日。CIEがない会社は、その取得から始めます。

2 大使館の予約と審査
NUTの通知から30営業日以内に予約が必要。審査は最長10営業日で、本人の出頭が必要です。

3 在留カードへの切替
入国から30日以内に申請し、カードの受け取りまでさらに数週間。審査中の出国には注意が必要です。

VISA TYPES ｜ 目的で選ぶ

ビザの種類と主な書類

POINT

ビザの種類は「滞在期間」と「報酬を受けるかどうか」で決まります。申請の入口は、会社がメキシコのINMに申請する区分（就労など）と、本人が在日メキシコ大使館に直接申請する区分に分かれます。書類は区分や大使館によって追加されることがあります。

180日以内・報酬なし
日本国籍は短期の視察・商談・観光ならビザ不要（訪問者）。

180日以内・報酬あり
「就労許可つき訪問者」ビザが必要。会社がINMに申請します。

180日超（〜4年）
「一時居住者」。4年を超えて住むなら永住者への切替を検討。

A
就労（駐在員・現地採用）
メキシコ法人で働き、報酬を受ける人

申請の入口
会社がINMに申請 → 許可（NUT）→ 大使館で査証

主な書類
- [ ] オファーレター
- [ ] 会社のCIE（雇用主登録）
- [ ] パスポート・証明写真
- [ ] 学歴・職歴の証明（求められた場合）

このカレンダーの手順はこの区分が中心です。

B
投資家・経済的支払能力
出資者や、十分な資産・収入で暮らす人

申請の入口
本人が大使館に直接申請

主な書類
- [ ] 出資・投資を示す書類
- [ ] 預金残高または収入の証明
- [ ] パスポート・証明写真

基準額は大使館・年度ごとに異なります。最新の要件を確認しましょう。

C
家族帯同
一時居住者・永住者の配偶者や子ども

申請の入口
大使館に申請（本人の同行が条件）、またはINM経由（NUT）

主な書類
- [ ] 戸籍謄本（アポスティーユ・訳文つき）
- [ ] 本人の在留カードまたは査証
- [ ] 扶養を示す収入の証明

日本国籍の家族は、入国後にメキシコで在留資格を変更できる場合もあります。

D
留学
180日を超えて教育機関で学ぶ人

申請の入口
本人が大使館に直接申請

主な書類
- [ ] 教育機関の受入れ許可書
- [ ] 学費・生活費の支払能力の証明
- [ ] 医療保険の加入証明

原則として就労はできません。

E
退職者・年金受給者
年金や資産で暮らす人

申請の入口
本人が大使館に直接申請

主な書類
- [ ] 年金の受給証明
- [ ] 預金・収入の証明
- [ ] パスポート・証明写真

基準額は大使館・年度ごとに異なります。

入国前 1 ｜ 種類を決めて会社側を整える

着任3か月前〜2か月前

POINT

最初に「誰が・どのくらいの期間・何のために」メキシコに行くかを整理し、ビザの種類を決めます。駐在員の就労ビザは、メキシコ法人が入管（INM）の雇用主登録（CIE）を持っていることが出発点です。法人の設立直後は、RFC（納税者番号）の取得を待ってからの申請になるため、着任日から逆算して早めに動きましょう。

2 本人・パスポート

滞在目的とビザの種類を決める

- [ ] 滞在期間（180日以内か、それを超えるか）
- [ ] 報酬を伴う活動の有無
- [ ] 同行する家族の人数・続柄
- [ ] 住む州・都市

ヒント 180日を超えて働くなら「就労許可つき一時居住者」。180日以内でも、メキシコで報酬を受ける活動にはビザが必要です。

1 会社（雇用主）

雇用主登録（CIE）を取得する

- [ ] 法人のRFC・税務状況証明書の準備
- [ ] 法定代理人の身分証・委任状
- [ ] 税務住所の証明書（発行30日以内）
- [ ] INMへの申請・手数料の納付

ヒント CIEはメキシコ法人が外国人を雇うための登録です。取得後は毎年、法人税の確定申告のあとに更新が必要です。

2 本人・パスポート

パスポートを確認する

- [ ] 残存期間（6か月以上）
- [ ] 査証欄の余白
- [ ] 同行家族全員の有効期限
- [ ] 氏名のローマ字表記の統一

ヒント パスポートと、オファーレター・申請書の氏名表記がずれていると、差し戻しの原因になります。

1 会社（雇用主）

雇用条件を決める

- [ ] 職位・業務内容
- [ ] 雇用期間（1年以上か）
- [ ] 給与と支払い方（現地払い・日本払い）
- [ ] 勤務地の住所

ヒント この内容をINMに出すオファーレターに記載します。給与の払い方は、税務・社会保険の扱いにも影響します。

3 公証・翻訳

家族の書類を取り寄せる

- [ ] 戸籍謄本（婚姻・親子関係の証明）
- [ ] 発行から3か月以内のものを用意
- [ ] 外務省でアポスティーユを取得
- [ ] 同行する子どもの学校関係の書類

ヒント 戸籍謄本などの公文書は、外務省で直接アポスティーユを取得できます。郵送で申請するなら日数に余裕を。

1 会社（雇用主）

費用と日程を固める

- [ ] 手数料（INM・領事館・在留カード）の予算化
- [ ] 本人・家族の渡航日の仮決め
- [ ] 手続きの担当者・専門家の決定

ヒント 在留カード（一時居住者・1年）の手数料は2026年で5,570ペソ。手数料は毎年改定されます。

04

入国前 2 ｜ 入管の許可と領事館での申請

着任2か月前〜1か月前

POINT

会社がメキシコの入管（INM）にビザの許可を申請し、許可通知（NUT）を受けたら、本人が在日メキシコ大使館で面接を受けて査証を受け取ります。INMの審査は最長20営業日、大使館の審査は最長10営業日。NUTには30営業日の有効期限があるため、受領後はすぐに大使館の予約を取りましょう。

1 会社（雇用主）

オファーレターを作成する

- [ ] 会社のレターヘッドで作成
- [ ] 職位・期間・給与・勤務地の記載
- [ ] 法定代理人の署名と身分証の写し
- [ ] 本人のパスポートの写しを添付

ヒント 記載漏れがあるとINMで差し戻されます。申請前に専門家と内容を確認しましょう。

5 入管（INM）

INMにビザの許可を申請する

- [ ] 申請書の作成とCIE番号の記載
- [ ] 手数料の納付
- [ ] INM窓口への申請（会社が行う）
- [ ] 許可通知（NUT）の受領

ヒント INMの審査は最長20営業日。追加資料を求められると、その分だけ延びます。

4 領事館（日本）

大使館の予約を取る

- [ ] MiConsulado（オンライン予約）で予約
- [ ] NUT番号の入力
- [ ] 家族の予約（同じ日が望ましい）

ヒント NUTの通知から30営業日以内に大使館の予約を取らないと、許可が失効します。受け取ったらすぐ予約を。

4 領事館（日本）

面接の書類をそろえる

- [ ] 査証申請書（記入・署名）
- [ ] パスポートの原本と写し
- [ ] 証明写真（白背景）
- [ ] NUTの写しと手数料

ヒント 面接は本人の出頭が必要です。家族は、関係を証明する書類（アポスティーユ・訳文つき）も持参しましょう。

3 公証・翻訳

翻訳を手配する

- [ ] 戸籍謄本などのスペイン語訳
- [ ] メキシコ国内用に公認翻訳人（Perito Traductor）の訳を用意
- [ ] 原本・アポスティーユ・訳文をセットで保管

ヒント 大使館とメキシコ入国後のINMで、求められる訳文の条件が異なることがあります。提出先ごとに確認を。

4 領事館（日本）

査証を受け取り渡航準備をする

- [ ] 査証（ビザシール）の記載内容の確認
- [ ] 有効期限（発給から180日・1回入国）の確認
- [ ] 航空券の手配
- [ ] 日本側の手続き（海外転出届など）

ヒント 大使館の審査は最長10営業日。査証の氏名・種類・期限に誤りがないか、受け取ったその場で確認を。

PHASE 1 ｜ 在留カードへ切り替える

05 入国日〜30日以内

POINT

査証は「入国するための許可」で、メキシコで暮らし働くための身分証は在留カードです。入国から30日以内にINMで切替（Canje）を申請しないと査証が無効になり、手続きをやり直すことになります。入国前から予約と書類の準備を進めておきましょう。

5 入管（INM）

入国審査を受ける

- [ ] 査証つきのパスポートで入国
- [ ] 審査官に切替（Canje）が目的と伝える
- [ ] 入国スタンプ・入国記録の内容確認
- [ ] 入国日を記録しておく

ヒント 観光客として入国処理されると切替ができません。就労目的の一時居住者として入国する旨を伝えましょう。

5 入管（INM）

INMで切替を申請する

- [ ] INMのオンライン申請・予約
- [ ] 申請書の印刷・署名
- [ ] 手数料の納付（在留期間に応じた額）
- [ ] 住所地を管轄するINM事務所へ出頭

ヒント 期限は入国から30日（暦日）以内。週末も数えるので、着任直後の予定に最初に入れておきましょう。

5 入管（INM）

生体情報を登録する

- [ ] 指紋の採取
- [ ] 顔写真の撮影
- [ ] 署名の登録
- [ ] 受付票（引換証）の保管

ヒント 本人の出頭が必要です。家族も一人ずつ登録するので、全員の予定を合わせましょう。

6 着任後の登録

住まいを決める

- [ ] 賃貸契約の締結
- [ ] 住所の証明書類（公共料金の請求書など）
- [ ] INMに届け出る住所の確定

ヒント 住所の証明はINM・銀行・SATで何度も使います。発行から3か月以内のものを求められることが多いので注意。

5 入管（INM）

審査中の出国に気をつける

- [ ] 審査中に一時帰国・出張の予定がないか確認
- [ ] 必要なら出国・再入国の許可を申請
- [ ] 審査状況の確認方法を把握

ヒント 切替の審査中に許可なく出国すると、手続きが打ち切られることがあります。予定があれば事前に確認を。

1 会社（雇用主）

会社側で受け入れる

- [ ] 雇用契約書の締結
- [ ] 給与の支払い開始日の決定
- [ ] 社会保険（IMSS）・源泉税の手続き開始日の確認
- [ ] 本社への着任報告

ヒント 給与の支払い開始日と、社会保険・源泉税の手続き開始日をそろえておくと、初月の手続き漏れを防げます。

PHASE 2 ｜ 登録と更新を管理する

06 在留カード受領〜1年

POINT

在留カードを受け取ると、カードに記載されたCURP（個人識別番号）を使って、税務（RFC）・銀行・社会保険などの登録を進められます。最初のカードは多くの場合1年です。住所や勤務先の変更届と、更新の時期を会社として管理しましょう。

5 入管（INM）

在留カードを受け取る

- [ ] INMでカードを受領
- [ ] 氏名・在留資格・就労許可・期限の確認
- [ ] CURP（個人識別番号）の確認
- [ ] カードの写しを会社で保管

ヒント 記載の誤りは、受け取りの場で申し出るのがいちばん早く直せます。紛失すると再発行に費用と時間がかかります。

6 着任後の登録

税務の登録をする

- [ ] SATで個人のRFCを取得
- [ ] e.firma（電子署名）の取得
- [ ] 日本払い給与の申告要否の確認

ヒント メキシコの税務上の居住者になると、日本で払われる給与も申告の対象になる場合があります。

6 着任後の登録

生活の基盤を整える

- [ ] 個人の銀行口座の開設
- [ ] 携帯電話の契約
- [ ] 運転免許の取得
- [ ] 医療保険の確認

ヒント 銀行や携帯の契約では、在留カード・RFC・住所の証明の3点をセットで求められることが多いです。

1 会社（雇用主）

社会保険に加入する

- [ ] IMSSへの加入手続き（会社）
- [ ] 社会保険番号（NSS）の確認
- [ ] 民間の医療保険との使い分け

ヒント 加入の要否や扱いは、給与の払い方によって変わります。専門家に確認しましょう。

5 入管（INM）

変更を届け出る

- [ ] 住所の変更
- [ ] 勤務先・役職の変更
- [ ] 婚姻など身分事項の変更
- [ ] パスポート更新時の情報更新

ヒント 変更から90日以内にINMへの届出が必要です。届出漏れは罰金の対象になり、更新時にも指摘されます。

5 入管（INM）

更新を計画する

- [ ] 在留カードの期限を管理表に登録
- [ ] 更新申請（期限の30日前から）
- [ ] CIEの年次更新（4〜5月）
- [ ] 永住者への切替（通算4年後）の検討

ヒント 一時居住者は通算4年まで更新でき、その後は永住者への切替を申請できます。

DEADLINES ｜ 数字で押さえる

覚えておきたい期限と目安

POINT

ビザの手続きは「期限を過ぎると最初からやり直し」になるものが多いのが特徴です。赤字の期限は特に要注意。会社と本人の両方のカレンダーに登録しておきましょう。

取得までの期限

20 営業日
INMの審査
会社の申請から許可（NUT）までの最長期間。

30 営業日
大使館の予約
NUTの通知から、この期間内に大使館の予約が必要。

10 営業日
大使館の審査
面接から査証の発給までの最長期間。

180 日
査証の有効期限
発給から180日以内に1回だけ入国できます。

30 日
在留カードへの切替
入国から30日（暦日）以内にINMへ申請。

取得後の期限

90 日
変更の届出
住所・勤務先・身分事項の変更から90日以内。

30 日前
更新の申請
在留カードの期限の30日前から申請できます。

4〜5 月
CIEの年次更新
法人税の確定申告から30日以内に会社が更新。

4 年
永住者への切替
一時居住者として通算4年で申請が可能に。

6 か月
パスポート残存
申請時に6か月以上の残存期間が目安。

所要期間の目安

日本での準備 **2〜4週間** › INMの許可 **3〜4週間** › 大使館の面接・査証 **1〜2週間** › 切替〜在留カード **2〜4週間**

全体の目安 2〜4か月

時期が毎年変わるもの

- ☐ 手数料の改定（毎年1月）
- ☐ 大使館の受付方法・必要書類の変更
- ☐ 家族の在留期限（各人ごと）
- ☐ 会社の法定代理人の変更（CIEの更新）

TCF MEXICO

ビザの手続きも、まとめてご相談ください

東京コンサルティングファーム（TCF）は、メキシコで日系企業の駐在員と家族のビザ取得から、着任後の税務・社会保険・更新管理まで現地でサポートしています。このカレンダーのどの段階からでも、お気軽にご相談ください。

01
ビザの種類の診断
滞在目的・期間・家族構成から、最適な区分と手順をご提案。

02
CIEの取得・年次更新
雇用主登録の取得と、毎年の更新手続き。

03
オファーレター・INM申請
書類の作成から、INMへの許可申請まで。

04
大使館申請の準備
申請書の作成と、面接に持参する書類の確認。

05
公証・アポスティーユ・翻訳
日本の書類の認証と、公認翻訳人による訳文の手配。

06
在留カードへの切替
INMへの申請・予約と、出頭時の同行サポート。

07
家族帯同の手続き
配偶者・子どものビザと在留カードの取得。

08
変更届・更新の期限管理
住所・勤務先の変更届と、在留カードの更新管理。

09
RFC・e.firmaの取得
駐在員個人の税務登録と、確定申告のサポート。

10
給与計算・社会保険
駐在員を含む給与計算と、IMSSの加入・納付。

11
会社設立・会計税務
法人設立から、月次会計・税務申告まで。

ほかにも、駐在員のお困りごとはお気軽に
日本語でご相談いただけます。

お問い合わせ

担当　**[担当者名]**
電話　**[電話番号]**
メール　**[メールアドレス]**
Web　**[WebサイトURL]**

［QRコード］

TCF MEXICO

メキシコでの新しい生活を、
ビザの準備から、着任のあとまで。

東京コンサルティングファーム（TCF）

［住所］ ｜ ［電話番号］ ｜ ［WebサイトURL］

本資料は2026年11月時点の法令・制度にもとづく一般的な情報です。ビザの区分・国籍・家族構成・大使館や入管の運用により必要な書類や期間は異なり、制度は予告なく変更されることがあります。実際の手続きにあたっては専門家にご確認ください。本資料の無断転載・複製を禁じます。
© Tokyo Consulting Group